

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	339	制限付一般競争入札について	消防局総務課

姫路市公告第 339号

令和 8年 7月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

姫路市消防団アプリ構築・運用保守業務

(2) 業務の概要

ア 姫路市消防団アプリ構築業務（以下「構築業務」という。）

消防職団員を利用者登録・管理し、消防団活動における出動指令の通知、災害情報共有、活動報告、消防団の庶務（スケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等）等の一連の業務をシステム化するアプリケーションの構築（詳細は「姫路市消防団アプリ構築業務委託 仕様書」のとおり）

イ 姫路市消防団アプリ運用保守業務（以下「運用保守業務」という。）

構築したアプリケーション及びその管理システムの安定稼働を維持し、継続的な利用を確保するための障害発生時の迅速な復旧、定期的な保守対応、データ保全、セキュリティ対策及び利用者支援（詳細は「姫路市消防団アプリ運用保守業務委託 仕様書」のとおり）

(3) 履行場所

姫路市が指定する場所

(4) 業務期間

ア 構築業務：契約を締結した日から令和８年１０月３１日まで

イ 運用保守業務：令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日まで

(5) 最低制限価格

無

２ 入札に参加する者に必要な資格

別紙「姫路市消防団アプリ構築・運用保守業務委託入札説明書」（以下「入札説明書」という。）のとおり

３ 入札に必要な書類を示す期間及び場所

別紙入札説明書のとおり

４ 入札の方法並びに入札及び開札の場所及び日時

別紙入札説明書のとおり

５ 入札の無効に関する事項

別紙入札説明書のとおり

６ 入札保証金に関する事項

別紙入札説明書のとおり

７ その他必要な事項

別紙入札説明書のとおり

姫路市消防団アプリ構築業務委託 仕様書

1. 件名

姫路市消防団アプリ構築業務

2. 期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

3. 業務目的

本アプリケーションにより、消防職団員を利用者登録・管理し、消防団活動における出動指令の通知、災害情報共有、活動報告、消防団の庶務（スケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等）等の一連の業務をシステム化し、消防団員（以下「団員」という。）の災害対応における質の向上、各種業務のペーパーレス化及び業務負荷の軽減を図ることを目的とする。

4. 業務内容

本業務は、火災・救助等の消防団活動において、事案発生情報をスマートフォンへ迅速に伝達し、団員の活動状況等を一元的に管理するとともに、連絡体制を整えたアプリケーションを活用することで、団員の活動を支援し、庶務事務の効率化を図ることを目的としたシステム（以下「本システム」という。）のサービス提供及びそれに伴うシステムの環境構築・設定業務である。

なお、本業務の範囲は、以下に示すとおりである。

委託者が指定するグループの登録及び指令システムとのメールによる自動連携の設定作業を含む。なお、外部システム事業者との調整は受託者が行うこととする。

5. システム概要

本システムは、以下の機能を有するシステムとする。本仕様書に記載の全機能は、パッケージの標準機能又はカスタマイズにより、追加費用なく実装すること。

(1) 全般に関すること

ア 最大約3,250ユーザー（消防団員3,226名、消防職員24名）

イ 動作環境及びバージョン

(2) 団員活動状況管理機能

消防局職員が事案管理や団員の活動状況を把握・管理するための管理画面及び機能を有すること。

なお、求める機能の概要は、以下に示すとおりである。

ア 事案管理

火災や救助、水防活動などの災害事案のほか、消防団の会議や訓練等の活動について、事案の作成及び管理等を行う。

なお、指令システムとのメールによる連携により、事案を自動作成できること。

イ 通知

事案発生時及び活動予定の登録時等、即時又は日時指定によりスマートフォン端末へプッシュ通知を送信できること。

なお、マナーモードに設定された端末にも強制的に鳴動させることが可能な機能を有すること。

ウ 活動管理

団員の活動について、事案ごとの各団員の活動状況及び参加状況並びに一定期間における活動時間等の自動集計を行う。各事案については、4桁の登録番号を備えられる機能を有すること。

エ 掲示板管理

ユーザー間の情報共有のための掲示板機能を有すること。

グループや個人を指定して掲示板グループを作成・管理できること。

なお、管理画面から各掲示板への書き込みを行う際、同時にプッシュ通知を行うことが可能な機能を有すること。

オ 水利管理

姫路市内の水利情報システムを取り込むこと。

なお、初回及び年に2回程度、一括登録（更新）を行うこと。一括登録については管理画面からの登録機能を求めない。

カ ユーザー管理

権限のある管理者ユーザーが、団員の氏名及び役職の登録・変更を行うこと。

なお、個別の登録・更新のほか、一括登録もできること。

(3) アプリ機能

団員がスマートフォン端末で各種情報を取得・確認し、共有・報告を行うためのアプリである。

なお、求める機能の概要は以下のとおりとする。

ア 通知

事案発生時や掲示板の更新時にプッシュ通知を受信できること。

また、報告及び承認漏れの事案がある場合、定期的な通知を受信する機能を有すること。

イ 活動支援

火災や水防活動などの事案に関する情報を取得し、出勤可否の回答、地図上での災害点、車両や水利位置の確認を行うこと。

また、他の団員の出動状況の確認やチャット機能による情報共有を行うこと。

ウ 活動記録

活動内容を記録し、報告・申請・承認を行うこと。

エ 掲示板（コミュニケーション機能）

管理機能において任意でグループ化された所属や特定のユーザー等ごとにテーマを設定して、コミュニケーションを行うこと。

なお、テキストのほか、画像及び PDF などのファイルを添付すること。

オ 水利地図

地図上で、消火栓、防火水槽その他の設備の位置及び現在地からの経路確認を行うこと。

カ マイページ

消防団員個人が、報酬（源泉徴収額の計算が可能なもの）及び費用弁償の明細を閲覧できること。

(4) 消防団管理システム（消防局導入済）との連携（別添のとおり実行できること）

ア 既に導入済の消防団管理システムから出力した CSV ファイルを本サービスへ取り込み、既存データとのマッピング作業の支援をすること。

イ 消防団管理システムとの連携可能で、かつ、団員ごとの出動データを年 4 回計算できる機能を有するとともに、そのデータをテキストドキュメント (.txt) として、出力できるようにすること。

6. システム利用者数

管理機能及びアプリ機能それぞれのアカウント数の想定は、以下に示すとおりである。なお、本利用者数を超過する場合、協議の上、次年度以降の利用料を決定することとする。

(1) 管理機能：最大約 3, 250 アカウント

システム構築時に、団員番号と氏名に基づくアカウントを作成すること
(データは消防局から提供)

(2) アプリ機能：約 3, 250 アカウント以内かつ消防団員の条例定数 3, 226 人以内

(3) 退団した消防団員のアカウントを無効にできる機能を有すること。

7. 操作研修及び説明会の実施

下記については、構築期間中に実施すること。

(1) 職員向け

構築期間中に 1 回（1 時間程）、Web 会議にて職員（本システム管理者向け）に

研修を実施すること。

(2) 消防団員向け

説明会を1回実施すること（土日対応とし、説明会資料を作成し、提供すること）。

なお、説明会実施日までに、綿密な打ち合わせを実施すること。なお、2名派遣すること（この際の旅費交通費にあつては、受託者の負担とする。）。

8. 納品物

本業務の導入時に提出する納品物は、以下のとおりとする。

なお、納品物を取りまとめた電子データ（PDF 及び、doc）をメールで提出すること。

- (1) システム利用環境情報、問い合わせ窓口情報に関する通知書
- (2) 管理者用マニュアル
- (3) アプリユーザー用マニュアル
- (4) テスト結果報告書（機能要件に基づき、全機能が正常に作動することを確認できるもの）

9. その他留意事項

- (1) 本業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、受注業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (3) 本業務における訴訟提起の必要が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議して定めるものとする。

10. 稼働環境

- (1) 構築期間短縮と安定稼働のため、自社で開発したパッケージサービスで提供すること。
- (2) 本システムの稼働に必要な各種マスタデータの初期登録を行うこと。なお、登録に必要な情報は、委託者より提供する。
- (3) 視認性が高く、直感的に操作できるシステム構成であること。
- (4) 管理機能は、民間の一般無線通信回線（LTE 回線）からインターネット回線に接続し、下記の動作環境でサービス利用可能であること。また、アプリ機能の動作環境は以下のとおりとし、今後の OS やブラウザのバージョンアップにも、追加費用なく無償で対応すること（アプリストアへの申請・公開作業を含む）。

【PC（Web 管理画面を使用する際に利用）】

OS : Windows 11 以降

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

※使用時点における最新又は1世代前のバージョンに限る。

【アプリ（スマートフォン）】

OS：Android12.1以降・iOS16.1以降

※使用時においておおむね過去3年以内に発売された機種（OSのアップデートが適用されたもの）に限る。また、運用開始後、対象OSの下限は受託者が適宜見直しを行い、本基準を超えて切上げを実施する場合、事前に委託者へ通知すること。

- (5) 表示画面の拡大・縮小を可能とする、また、画面縮小時は、画面の構成表示要素が崩れることのないよう、縦横スクロールを効率的に利用すること。上記(4)で示す利用環境において、いずれの画面においても、画面が問題なく表示できるようできる限り対応を図ること。

1 1. 機能要件

本システムの機能要件は、パソコンでの利用を前提とする管理機能とスマートフォンでの利用を前提とするアプリ機能について、それぞれの機能要件（別紙1「機能要件一覧」）を満たすこと。

1 2. 非機能要件

本システムの非機能要件は、以下を満たすこと。

(1) データセンター

ア 日本国内のデータセンターであり、耐震、制振、免震設計などの構造であること。

イ 防火壁構造や火災検知システムなど、防火・消火設備装置により火災被害の拡大を最小限に防止する設備を備えていること。

ウ 非常用発電装置の設置や電力会社から2系統受電を受けるなど、電力障害時に運用を維持するためのバックアップ電源が備わっていること。

エ 生体認証やICカードなど、建物全体及びサーバールームの入退室管理が徹底されていること。

オ サーバの正常な動作に必要な空調システムを設置していること。

(2) 可用性

復旧に必要なデータについて、定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。なお、取得頻度は受託業者の対応可能範囲とする。

障害時にはバックアップデータから、データ復旧が可能なこと。なお、復旧作業は受託業者にて行うこと。

(3) 性能・拡張性

ア システムへのアクセスが集中した場合においても、レスポンス性能が低下することなく安定して使用可能なサービスであること。

イ 利用者数が拡大した場合においても、十分な容量・レスポンスを確保すること。

(4) セキュリティ（別紙2 情報セキュリティ要件のとおり）

ア ファイアウォール等により、外部からの攻撃によるシステムダウンやレスポンス低下への対策を図ること。

イ サーバ・クライアント間の通信を暗号化し、情報漏洩対策を実施すること。

ウ ウイルス対策及び情報保護等のためセキュリティソフトを導入し、最新の更新プログラムを維持すること。

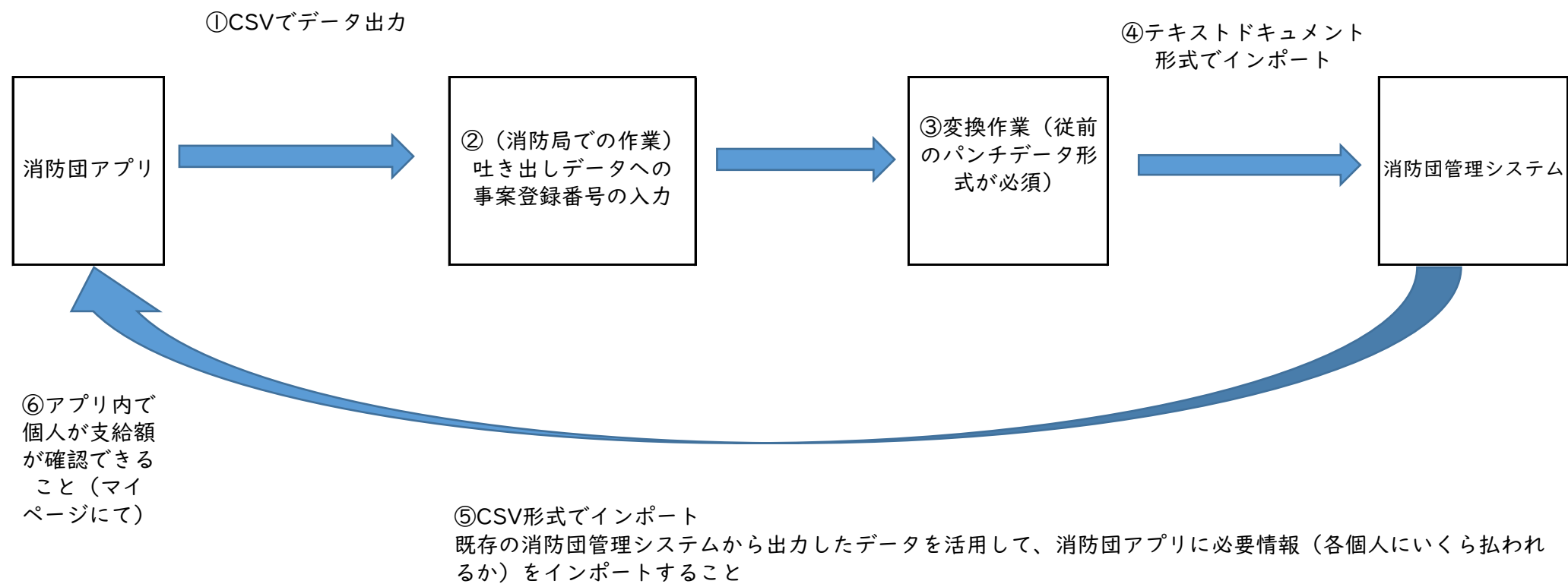
エ 情報セキュリティ対策について、最新の情勢を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。

オ 利用画面に対して、広告等の表示を行わないこと。

(5) その他

開発や保守に必要な開発環境、テストツール、開発用アカウント等は本業務の受託者が用意すること。

■消防団管理システムとの連携について



機能要件一覧

Ⅰ 基本機能

- 1 PCを利用して、アプリの管理又はアカウントの管理ができること。
- 2 各種消防団活動に関する報告が団員のスマートフォンから作成、閲覧、編集、削除が行えること。
- 3 前述2に関する報告内容については、日時（開始及び終了時刻が団員別に入力できること）、場所、出動種別、備考欄が含まれており、出動種別については、当市が指定する種別が設定できること。
- 4 本アプリを利用できない団員（スマートフォン非保持者等）の前述エに関する報告については、他の団員が代理で報告ができること。
- 5 退団した消防団員のアカウントを無効にできること。

Ⅱ 管理機能

事案作成

- 1 カテゴリー及び出動対象（グループ）を選択し、事案を登録・編集・参照・削除できること。
- 2 作成する事案は、即時出動と活動予定に区別し、アプリで閲覧した際に違いが判別できること。
- 3 事案は一覧で表示し、カテゴリー、状態（事案継続中、鎮火、誤報、終了等）、期間などで絞り込みや並べ替えができること。
- 4 各事案の詳細画面では、団員や車両の現状を一覧及び地図上で確認できること。
- 5 地図上の団員及び車両情報に関する位置情報を自動更新できること。

事案別チャット

出動対象の団員とチャット形式でテキストによるコミュニケーションがとれること。

指令システムとの連携

- 1 指令システムとのメール連携により、事案を自動作成できること。
- 2 事案番号等により、発災から鎮火・誤報など、同一事案の状態が変化した場合、同一事案として認識できること。
- 3 連携した情報に座標情報がある場合、システム上で災害点を表示できること。

プッシュ通知

- 1 管理画面から事案作成時に、スマートフォン端末へプッシュ通知を送信できること。

- 2 外部連携により事案を作成した際、指定されたグループのスマートフォン端末へ自動でプッシュ通知が送信されること。
- 3 マナーモードに設定された端末でも強制的に端末を鳴動させることができること
(※端末の仕様により発生する挙動の差異や鳴動しない端末があることは許容する)。
- 4 プッシュ通知の通知音は複数の音から選択できること。

活動管理

- 1 位置情報を共有した各団員や車両情報の移動の軌跡を地図上で確認できること。
- 2 団員の活動記録を事案ごとに項目を絞り込んでCSV出力できること。
- 3 事案ごとの各職団員の活動時間を、期間やカテゴリー等で絞り込んで自動集計し、Excel形式で出力できること。

掲示板管理

- 1 参加できる団員を指定してトークルームを自由に作成・編集できること。
- 2 プッシュ通知とともにメッセージを送信できること。

水利管理

- 1 消火栓、防火水槽、その他の水利情報を登録、編集、削除できること。

ユーザー管理

- 1 情報の管理、閲覧範囲、事案作成及びプッシュ通知等の配信権限を管理ユーザー単位で設定できること。
- 2 アプリユーザーの登録・編集・削除を個別及び一括で更新できること。
- 3 アプリユーザーには、代理報告や事案終了が可能な管理者権限と一般権限の区別があること。
- 4 アプリユーザーには、報告の承認者及び被承認者の設定ができること。
- 5 管理画面から削除したアプリユーザーが新たにアプリへログインできないように制御すること。

その他管理

車両情報を登録・編集・削除できること。

Ⅲ アプリ機能

ユーザー認証

- 1 管理画面で発行される二次元コードを読み込むなど、ログイン認証を行う仕組みとし、一度ログインした後は、その認証が維持されることとし、利用者側にてユーザー登録させない仕組みであること。

- 2 ログインしたユーザーアカウントからログアウトできること。

通知

- 1 事案発生・活動予定のプッシュ通知を受信できること。
- 2 報告及び承認漏れの事案がある場合、定期的に通知を受けられること。
- 3 各種通知の可否を設定できること。

活動支援

- 1 事案の一覧及び場所・種別・状況等の事案詳細を表示できること。
- 2 事案の一覧をカレンダー形式でも表示できること。
- 3 事案や活動への出動（参加）可否・行き先などのアンケート機能を有すること。
- 4 所属する分団の車両に関する位置情報や活動状況の管理ができること。
- 5 事案ごとに地図上で災害点、車両及び水利位置の確認ができること。
- 6 地図上に表示する車両の状態が区別されたアイコンで表示され確認できること。
- 7 事案ごとに出勤対象となる他の団員の出勤状況を確認できること。
- 8 事案ごとに区分されたテキストによるコミュニケーション機能を有すること。
- 9 出欠や活動時間、位置情報などを自動で記録し、報告できること。
- 10 出勤報告を承認者へ承認申請できること。

掲示板

- 1 管理機能で割り振られたグループの掲示板へ自由にトークルームを作成して投稿できること。
- 2 テキストのほか、PDF及び画像を投稿できること。
- 3 掲示板の未読を明示する機能を有すること。

水利地図

- 1 水利情報を消火栓、防火水槽、その他種別ごとに区別されたアイコンで表示され確認できること。
- 2 現在地から選択した水利までのルート検索ができること。

情報セキュリティ要件

- 1 クラウドサービス提供者が ISO/IEC27001 認証を取得していること。
- 2 定期保守のためサービスを停止する場合は 30 日前に本市へ事前連絡を行うこと。
また、臨時的な保守のためサービスを停止する場合は 1 日前に事前連絡を行うこと。
- 3 サービスの提供時間は 24 時間 365 日とすること。(計画停止/定期保守を除く。)
- 4 サービス稼働率は 99.5%以上とし、システム停止を伴う障害発生回数は年 2 回以内とすること。
- 5 業務停止を伴う障害が発生した場合、その旨を速やかに本市に通知し、本市と協議したうえで速やかに対応すること。
- 6 すべてのデータに対して日次で差分バックアップ、週次でフルバックアップを行い、4 世代まで保持すること。
- 7 クラウドサービスで取り扱うデータ(バックアップデータを含む。)の所在地を日本国内に限定すること。
- 8 準拠法、裁判管轄は国内とすること。
- 9 本市が登録したデータは、本市に確実に提供でき、提供後のデータの所有権・管理権は、市が保有すること。また、当該データは契約に明示的に定められているところを除き、本市の承諾なく、利用しないこと。
- 10 本市が取り扱う情報について、クラウドサービス提供者においてクラウドサービスの提供に必要な範囲で利用を認めるものであって、それ以外の目的で利用しないこと。
- 11 クラウドサービスの提供にあたり、クラウドサービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市の意図しない変更が加えられないための管理体制を整備すること。
- 12 クラウドサービス提供者はその作業内容を一部再委託する場合は本市の承諾を得ること。
- 13 クラウドサービス提供者がその作業内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう担保すること。
- 14 情報セキュリティインシデントが発生した場合に備え、事前に対応手順書を作成し、本市に提出すること。
- 15 提出された手順書に基づき、インシデント発生時には本市と連携しながら適切に対応を行うこと。
- 16 上記対応後は、原因分析と再発防止策の実施したうえで報告を行うこと。
- 17 アクセスログや操作ログなどの必要なログの種類について、取得機能を実装し、最低 1 年間以上の期間、ログの保存が可能であること。
- 18 ログについて、下記のいずれかの対応が可能であること。

- ・本市が必要とする場合に、閲覧や提供が可能であること。
 - ・本市の依頼に応じて調査し、調査結果を本市に報告すること。
- 19 データの通信について、TLS 1.2 以上のプロトコルを用いて通信の暗号化を行うこと。
- 20 データそのものについて、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」の「電子政府推奨暗号リスト」で推奨された暗号を用いた暗号化処理を行うこと。
- 21 消防団員側は、利用者 ID によるアカウント設定が可能で、これらのアカウントについては本市の職員が管理権限を持つこと。職員側は、ID およびパスワードによるアカウント設定が可能であること。
- 22 通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知・通知できる仕組みを導入し、リアルタイムで異常を検知・対応できること。
- 23 アクセス端末や IP アドレスによるアクセス制御機能を備え、許可された端末や IP アドレスからのみアクセスを許可することに加え、二段階認証（メール認証、コード認証など）でのアクセスが可能であること。
- 24 クラウドサービス上の脆弱性について常に最新情報を収集し、脆弱性が確認された場合は、本市に報告のうえ迅速な対応を行うこと。
- 25 クラウドサービスの利用終了時には、業務で取り扱うすべての情報（ログ情報を含む）を、適切に消去または廃棄すること。
- 26 下記の内容が確認できるデータ消去に関する証跡文書を本市に提出すること。
- ・消去した情報
 - ・データ消去作業の実施日
 - ・消去作業を実施した担当者の氏名または部署名
 - ・その他、消去作業を実施したことが確認できる情報

姫路市消防団アプリ構築業務委託契約約款

(総則)

第1条 乙は、別紙の姫路市消防団アプリ構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。

4 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、この契約が履行されたとき、又は第18条第1項、第22条若しくは第23条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査報告等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他委託業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務担当責任者)

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙の業務担当責任者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、甲の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(委託業務の内容の変更)

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務の中止)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により、委託業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第11条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約以外の費用の負担)

第12条 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた損害(次項及び第3項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。

2 委託業務を実施するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

4 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了届を甲に提出して、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出を受けたときは、10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に補正又は修正をし、更に甲の検査を受けなければならない。

4 乙は、甲の検査に合格したときは、遅滞なく、成果物を甲に引き渡さなければならない。この場合において、乙は、成果物引渡書を甲に提出しなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第14条 甲は、前条の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託料の支払)

第15条 乙は、第13条の規定により検査に合格し、成果物の引渡しを終了したときは、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、引渡しを受けた成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第17条 甲は、引渡しを受けた成果物に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能な期間をいう。以下この条において同じ。）内でなければ、契約不適合を理由とした請求等を行うことができない。

2 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

3 甲が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、請求等をしたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 甲は、引渡しを受けた成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（甲の任意解除権）

第18条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第20条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損

害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく、第16条第1項の履行の迫完がなされないとき。
- (4) 乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (2) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第11号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (8) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

ア 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる

名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

（ア） 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

（イ） 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

（ウ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
と認められる行為

（エ） （ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(12) 第3条第2項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(13) 正当な理由なく、第29条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第30条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。

(14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(15) 個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。

2 甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じて、その責めを負わない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 甲は、第19条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第22条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第8条の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上増減したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 乙は、第22条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条第1項の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条又は第20条第1項の規定により、成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は、適用しない。

5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

6 前項の規定による遅延日数の計算については、検査に要した日数は算入しない。検査の結果、不合格となった場合におけるその補正又は修正をさせるために甲が第1回目に指定した日数についても同様とする。

7 第2項の場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

8 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

9 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

10 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

11 第9項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

(賠償の予約)

第26条 乙は、乙(乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る

確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。

5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第9項の規定を準用する。

(乙の損害賠償請求等)

第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第28条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(再委託等からの排除)

第29条 甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方（以下「再委託等相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 排除対象業者であるとき。

(2) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

第30条 甲は、乙（再委託等相手方を含む。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。

3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第31条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

第32条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により締結された場合において、当該電磁的記録に施された電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名をいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては、この契約は同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては、この契約は同日から効力を生ずるものとする。

（契約外の事項）

第33条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

姫路市消防団アプリ運用保守業務委託 仕様書

1. 件名

姫路市消防団アプリ運用保守業務委託

2. 期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（5年間の長期継続契約）

ただし、委託者は、履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る委託者の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、受託者は、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

3. 業務目的

本業務は、姫路市消防団員向けアプリ及びその管理システムの安定稼働を維持し、継続的な利用を確保するため、障害発生時の迅速な復旧、定期的な保守対応、データ保全、セキュリティ対策及び利用者支援を実施するとともに、OS アップデート等への継続的対応によりシステムの陳腐化を防ぎ、長期的な運用コストの最適化を図ることを目的とする。

4. 業務内容

本業務は、導入した姫路市消防団アプリの運用保守業務を次のとおり実施するものとする。

（1） 障害対応

24時間365日体制で監視し、障害発生時の電話による連絡受付窓口を設けること。

また、緊急を要する障害が発生した場合は、早期の復旧を図ること。

システム障害及び不具合発生時には、速やかに原因調査、切り分け及び復旧対応を行うこと。また、委託者へ状況報告を行うこと。

復旧に必要なデータについて、定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。なお、取得頻度は、受託者と委託者が協議の上、決定するものとする。

障害時にはバックアップデータから、データ復旧が可能なこと。なお、復旧作業は受託者にて行うこと。

(2) 定期保守

システムの安定稼働を確保するため、必要なデータ（構築時に設定した水利管理、ユーザー管理などで、定期的に更新の必要なもの）の更新、点検、設定変更その他の保守作業を適切に実施すること。

既存機能の不具合の修正、軽微な文言修正を実施すること。

(3) データ保全

本システムで管理するデータについて、定期的にバックアップを取得し、障害、誤操作又は災害等によるデータ消失に備えること。

(4) 利用者支援

委託者及び利用者からの問い合わせに対応し、操作方法、運用方法等に関する支援を行うこと。

(5) OS・ブラウザ等への対応

スマートフォンの OS、Web ブラウザその他動作環境の変更により本システムの利用に支障が生じないように、定常的な動作確認及び必要な改修を行うこと。

アプリ機能の動作環境は以下のとおりとし、今後の OS やブラウザのバージョンアップに伴う改修及びアプリストア（App Store / Google Play）への再申請・公開作業については、本業務の範囲内で追加費用なしで対応すること。ただし、OS 側の仕様変更により、新機能の追加や大規模な UI 刷新が必要となる場合は、別途協議するものとする。

【PC（Web 管理画面を使用する際に利用）】

OS : Windows 11 以降

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

※使用時点における最新又は 1 世代前のバージョンに限る。

【アプリ（スマートフォン）】

OS : Android12.1 以降・iOS16.1 以降

※使用時においておおむね過去 3 年以内に発売された機種（OS のアップデートが適用されたもの）に限る。また、運用開始後、対象 OS の下限の切り上げが必要と受託者が判断した場合は、その理由と影響範囲を記した書面をもって事前に委託者の承諾を得るものとする。

(6) セキュリティ維持（別紙 情報セキュリティ要件を満たすこと）

情報漏えい、不正アクセス、ウイルス感染その他のセキュリティ上の脅威に対し、必要な対策を講じること。

ファイアウォール等により、外部からの攻撃によるシステム停止やレスポンス低下を防止する対策を講じること。

サーバ・クライアント間の通信を暗号化し、情報漏洩対策を実施すること。

ウイルス対策及び情報保護等のためセキュリティソフトを導入し、最新の更新プログラムを維持すること。

情報セキュリティ対策について、最新の情勢を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うこと。

(7) 月次報告

稼働状況、障害発生状況、対応実績等について、まとめた報告書を月1回提出すること。

(8) 平時対応

サポート受付時間は、年末年始を除く平日9時から17時までとする。

(9) データ変換作業

出動報告のデータにおいて、以下の手順で作業を行うこと。

消防団アプリから出力したデータに、消防局職員が事案番号を登録する。

追加登録後のデータを消防団管理システムのフォーマットに変換し、引き取り込む。

出動報酬等が確定後、消防団管理システムからデータ出力したものを、消防団アプリに取り込むこと。

(10) 追加機能に関する事項

本市より機能追加及び機能改善の要求があった場合は、要求事項の実装可否を検討し、当該要求事項に関する検討結果と費用見積りを速やかに提出すること。

5. その他留意事項

(1) 本業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、受注業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(3) 本業務における訴訟の必要が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(4) 本業務において作成された成果物の所有権及び著作権は姫路市に帰属するものとする。

6. 協議事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、協議により決定する。

姫路市消防団アプリ運用保守業務委託契約約款

(総則)

第1条 乙は、別紙の姫路市消防団アプリ運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。

2 仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。
(契約の保証)

第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額（頭書の契約月額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額に12を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子は付けない。

4 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第19条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、この契約が履行されたとき、又は第12条第1項、第16条若しくは第17条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、委託業務の実施を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(調査報告等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他委託業務の実施場所に立ち入ることができる。

(業務担当責任者)

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 乙の業務担当責任者は、必要に応じて委託業務の実施場所に常駐し、甲の監督又は指示に従い、委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(委託業務の内容の変更)

第6条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務の中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を乙に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、委託業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害)

第8条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 委託業務を実施するにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他委託業務を実施するにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(完了報告)

第10条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料は、月額〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とし、毎月支払うものとする。

- 2 乙は、毎月の委託料について、前条の規定による委託業務完了の確認を受けた後、甲に対して支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(甲の任意解除権)

第12条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第14条第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙及び業務担当責任者その他使用人が甲の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (2) 乙が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、既に履行した部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第11号に規定する排除対象業者に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (8) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (10) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

ア 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使

用人をいう。以下同じ。)として使用し、又は代理人として選任している者

エ 次に掲げる行為をした者を、役員等(法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)としている者

(ア) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

(ウ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
と認められる行為

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(12) 第3条第2項ただし書の規定による再委託等に当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(13) 正当な理由なく、第23条第1項に規定する措置の求めに応じないとき、又は第24条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。

(14) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

(15) 個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。

2 甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じて、その責めを負わない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 甲は、第13条各号又は前条第1項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第6条の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上増減したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止の期間が履行期間の3分の1以上に達したとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を

請求することができる。

(1) 履行期間内に委託業務を完了させることができないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条第1項の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否したとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項第1号又は第2項各号に掲げる場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第2項の規定は、適用しない。

5 甲は、第1項第1号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

7 前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

8 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

9 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

10 第8項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（賠償の予約）

第20条 乙は、乙（乙が共同企業体であるときは、各構成員をいう。以下この条において同じ。）

がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下

「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 第1項及び第2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、甲に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。

5 第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金については、前条第8項の規定を準用する。

(乙の損害賠償請求等)

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

(秘密の保持)

第22条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(再委託等からの排除)

第23条 甲は、乙がこの契約に関して再委託等を行う場合においてその相手方（以下「再委託等相手方」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 排除対象業者であるとき。

(2) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

2 前項の場合において、当該措置により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

第24条 甲は、乙（再委託等相手方を含む。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

2 甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。

3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第25条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

第26条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により締結された場合において、当該電磁的記録に施された電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名をいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあつては、この契約は同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあつては、この契約は同日から効力を生ずるものとする。

(特約事項)

第27条 甲は、履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の予算

の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、乙の損害があるときは、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

姫路市消防団アプリ構築業務委託
姫路市消防団アプリ運用保守業務委託
入札説明書

令和 8 年 7 月 1 3 日
姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市消防団アプリ構築業務委託

姫路市消防団アプリ運用保守業務委託

(2) 履行期間

ア 構築業務委託：契約締結日から令和8年10月31日まで

イ 運用保守業務委託：令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（5年間の長期継続契約）

(3) 履行場所

姫路市三左衛門堀西の町3番地

(4) 業務の目的及び概要

本業務は、火災・救助等の消防団活動において、事案発生情報をスマートフォンへ迅速に伝達し、団員の活動状況等を一元的に管理するとともに、連絡体制の整ったアプリケーションを利用することで、団員の活動を支援し、庶務事務の効率化を図ることを目的としたシステムのサービス提供及びそれに伴うシステムの環境構築・設定を委託するもの。

また、構築・設定したシステムの運用・保守業務を委託するもの。

2 参加資格

入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定による業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「システム開発・運用」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

イ 公告の日において、法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

- (ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

- (イ) 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと。
- オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 入札に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

 - ａ 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。 ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

 - ａ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ｂ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

 - ａ 組合とその組合員の関係にある場合
 - ｂ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- キ 都道府県又は市区町村に対して、消防団アプリの運用実績があること。

3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和８年（２０２６年）８月２６日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/anzen/0000033753.html))

4 入札参加申込み

- (1) 参加申込者は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類（以下「参加表明書類」という。）を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、参加表明書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札申込書兼入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）

イ 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

ウ 国税の納税証明書（個人の場合、税務署様式その 3 の 2。法人の場合、税務署様式その 3 の 3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

エ 関連企業申告書（様式第 2 号）

オ 令和 8 年 4 月 1 日以降に、都道府県又は市区町村に対して、消防団アプリの運用実績があることを証する書類（契約書等の写し）

- (2) 入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送 郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、入札参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。
受付期間	公告の日から令和 8 年（2026 年）7 月 27 日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後 5 時必着
申込書の提出先	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地 姫路市消防局総務課 消防団担当（以下「総務課」という。） （姫路市防災センター 3 階）電話番号 079-223-9515

5 入札参加資格の審査

- (1) 姫路市は、提出された参加表明書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和 8 年（2026 年）7 月 30 日までに、確認通知書を電子メールにて発送することで通知する。
なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込の受付期間最終日とする。
- (2) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

- (3) 入札参加資格がないと認められた参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和 8 年（2026 年）8 月 6 日正午までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由について説明を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：syob-somu@city.himeji.lg.jp）にて、総務課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

6 質疑について

- (1) 前 2 項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこの入札に関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第 3 号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

syob-somu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 8 年 8 月 6 日正午まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 8 年 8 月 1 2 日午後 1 時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書の追加事項又は修正事項として取扱う。

イ 質問の内容に参加者を特定することができる記載があるもの又は提出期限より後に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 入札に関する事項

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和 8 年（2026 年） 8 月 1 9 日 午後 3 時
入札及び開札の場所	姫路市三左衛門堀西の町 3 番地 姫路市防災センター 3 階 第 1 ・第 2 会議室

(2) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式（様式第 4 号）を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状（様式第 5 号）を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届（様式第 6 号）を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。

(3) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、印刷した確認通知書を持参し、提示すること。
- イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は認めない。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- オ 入札書に記載する金額は、いずれも千円単位とすること。
- カ 入札書に記載する金額は、構築費と運用保守額を合計したものとし、それぞれ内訳も記載すること。

(4) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

8 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 29 条の規定を適用する。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が第 7 項第 1 号に定める日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載し

た制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 第2項第3号カに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者を決定した場合は、姫路市契約規則第24条の規定に基づき、契約を締結する。（契約締結予定日：令和8年8月26日）
- (4) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 初回又は再度入札の結果、落札者となるべき入札をした者がおらず、かつ次の再度入札に参加できるものが1者のみとなった場合は、入札を打ち切ることとする。

1 2 その他

- (1) 予定価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 発注者は令和９年度（2027年度）以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は、協議の上、定めるものとする。
- (7) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。電子契約を希望する場合は、決定後、速やかに電子契約利用申請書を総務課まで提出すること。なお、業者登録の電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/0000026069.html>))

(様式第 1 号)

制限付一般競争入札参加申込書兼参加資格審査申請書

令和 年 (年) 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

又は受任者名

印

電話 () (担当)

メールアドレス

下記業務に係る制限付一般競争入札への参加を申し込むとともに入札参加資格審査を申請します。

なお、書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業 務 名	姫路市消防団アプリ構築・運用保守業務委託
履 行 場 所	姫路市が指定する場所
添 付 書 類	1 市税に未納がないことの納税証明書（滞納無証明書、姫路市税の納税義務がある場合に限る）〔公告日以後に発行されたものの原本又は写し〕 2 所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の2）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）〔公告日以後に発行されたものの原本又は写し〕 3 関連企業申告書 4 令和8年4月1日以降に、都道府県または、市区町村に対して、消防団アプリの運用実績が分かるものの写し（契約書等）

関連企業申告書

令和 年(年) 月 日

(宛先) 姫 路 市 長

住 所
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

以下のとおり、資本関係又は人的関係にある企業について申告します。
また、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 資本関係にある企業 (裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入の上「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (有 ・ 無)
② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合・・・・・・・・・・ (有 ・ 無)

企業名	所在地	関連内容

2 人的関係にある企業 (裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入の上「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合・・・・・・・・ (有 ・ 無)
④ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合・・・・・・・・ (有 ・ 無)

企業名	所在地	関連内容	兼任している 役員の氏名

3 その他入札における適正な業者選定手続が阻害されると認められる場合 (該当ない場合は「無」に○をしてください。)

「有」の場合は、下表に記入の上「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ⑤ 組合とその組合員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (有 ・ 無)
⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合・・・・ (有 ・ 無)

企業名	所 在 地	関連内容	他方の会社の代表者名 (⑥の場合)

☆ 関連企業として申告の必要な企業については下記のとおりです。

ただし、姫路市に業者登録がない企業については「無」に○を付け届出してください。

1 資本関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ⑤ 組合とその組合員
- ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

☆ 記載内容に変更（該当する役員の解任等）があった場合は、直ちに消防局総務課へ届出してください。

(様式第3号)

質 疑 書

(宛先) 姫路市長

業務名 姫路市消防団アプリ構築・運用保守業務委託

上記業務に係る制限付一般競争入札について、以下のとおり質問します。

番号	対象 業務	仕様書等	頁・項等	質疑内容	
1					
2					
3					
4					
5					

入 札 書

令和 8 年 8 月 1 9 日

(あて先) 姫路市長

住所

氏名 ㊞

(代理人氏名) ㊞

姫路市契約規則（昭和 6 2 年姫路市規則第 2 9 号）及びこの入札についての関係書類を承知の上、次のとおり入札いたします。

件 名	姫路市消防団アプリ構築・運用保守業務委託											
(C) 入 札 金 額						千	百	十	万	千	百	十 円
											0	0 0

(入札金額の内訳)

(A) 構築費（総額・税抜）								万	千	百	十	一 円
(B) 運用保守費（月額・税抜）								万	千	百	十	一 円
(C) 合計金額 (入札金額)	(A) + (B) × 5 ヶ月											
												円
備考 契約期間は、構築業務にあつては契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで、運用保守業務にあつては令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 0 月 3 1 日までとします。 契約は、上記の入札金額の内訳欄に記載の構築費と運用保守費のそれぞれで行います。												

- 〔注意〕
- この入札書は長 3 封筒に入れ、表面に「入札書及び件名」等を、裏面又は表面に「住所、氏名」を記入し封印すること。
 - 委任状がある場合は同封すること。その場合は代理人㊞が必要です。
 - 金額は 1 枠に 1 字ずつアラビア数字で記入し、金額の前に¥をつけること。
 - 金額は訂正しないこと。

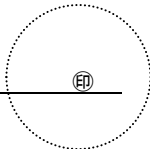
(様式第 5 号)

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者又は受任者職・氏名

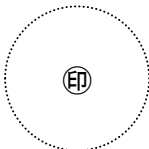


私は、_____を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

1 件 名 姫路市消防団アプリ構築業務委託
姫路市消防団アプリ運用保守業務委託

2 委任事項 上記件名に対する入札又は見積に関する一切の件

3 代理人使用印欄



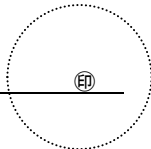
(様式第 6 号)

参加辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 姫 路 市 長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職・氏名



姫路市消防団アプリ構築業務委託及び姫路市消防団アプリ運用保守業務委託につき、参加申込書を提出しましたが、辞退しますのでお届けします。

辞退理由： _____